

## 第14章 国民保護の概況

### 国民保護の普及推進

#### 1. 国民保護の概要

平成16年9月に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称 国民保護法）が施行され、武力攻撃や大規模テロなどの事態が発生した際に、国、県、市町村など関係機関が相互に連携協力して、住民を守るため、各機関が国民の保護に関する計画を作成し、住民の避難や避難住民の救援など国民の保護に関する措置を行うこととされた。

#### 2. 県国民保護計画等

県は、国民保護法及び国の定める基本指針に基づき、平成18年3月に県国民保護計画を作成した。さらに、平成18年度には、市町村において国民保護計画が、また、指定地方公共機関（県内17機関）でも、国民保護業務計画がそれぞれ作成された。

平成25年3月、平成26年5月及び平成29年12月に国の「国民の保護に関する基本指針」が変更されたこと等に伴い、平成26年11月、平成27年3月及び平成30年8月に県国民保護計画を一部変更した。

##### ・富山県国民保護協議会

知事の諮問に応じ、国民保護に関する重要事項の審議を行う機関で、県の国民保護計画作成にあたっての審議を行う。（会長：知事 委員：69名）

#### 3. 国民保護の普及推進

##### ・国民保護フォーラム in 富山市

- (1) 開催日時：令和3年12月18日（土）
- (2) 会 場：高志会館カルチャーホール
- (3) 参加人数：約80人

#### 4. 国民保護訓練の実施

県では、大規模テロや武力攻撃事態における対処能力の向上を図るため、国や市町村、関係機関等と共同して、平成17年度から毎年事態想定を変えて、国民保護訓練を実施している。令和3年度は、国と共同で実動・図上訓練を実施した。

##### ・令和3年度富山県国民保護共同実動・図上訓練

- (1) 実施日時：令和3年11月10日（木） 9:30～16:25
- (2) 訓練場所：富山県庁、富山市役所、高岡市役所、立山町役場、岩瀬地区センター、岩瀬スポーツ公園、富山港第一岸壁、内閣官房
- (3) 事態想定：緊急対処事態（武装勢力の潜伏下での富山市住民の域外避難）
- (4) 参加人数：約350人  
(内閣官房、消防庁、警察庁、防衛省・自衛隊、内閣府、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、富山県、富山県警察、富山市、高岡市、立山町、市町消防 等)
- (5) 内 容：緊急対処事態の認定を受け、国の避難措置の指示を踏まえた富山県による避難の指示及び富山市による避難実施要領に基づき、現地調整所を通じて関係機関と調整し県内の市を跨ぐ広域的な住民避難を実施した。